

発電用施設周辺地域整備法

(目的)

第一条 この法律は、電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとつてきわめて重要であることにかんがみ、発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備 その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もつて発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発電用施設」とは、原子力発電施設、水力発電施設若しくは地熱発電施設又は火力発電施設（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）で、**政令で定める者**が設置する**政令で定める規模以上**のもの及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設で、政令で定めるものをいう。

発電用施設周辺地域整備法施行令

(発電用施設の設置者)

第一条 発電用施設周辺地域整備法（以下「法」という。）**第二条** の政令で定める者は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）**第二条** 第一項**第二号** に規定する**一般電気事業者**、同項**第四号** に規定する**卸電気事業者**、同項**第八号** に規定する**特定規模電気事業者**、同項**第十二号** に規定する**卸供給事業者**及び独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）とする。

(発電用施設の規模)

第二条 法**第二条** の政令で定める規模は、次のとおりとする。

- 一 原子力発電施設にあつては、出力三十五万キロワット（機構が設置するものにあつては、出力十五万キロワット）
- 二 水力発電施設にあつては、出力**千キロワット**
- 三 地熱発電施設にあつては、出力一万キロワット
- 四 火力発電施設（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）にあつては、出力八万キロワット

電気事業法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十一 卸供給 **一般電気事業者に対する**その一般電気事業の用に供するための電気の供給（振替供給を除く。）であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

経済産業大臣 二階俊博 殿

小水力利用推進協議会

会長 (大原一三の死去により現在は空席)

副会長 須藤良作・古栃一夫

理事 安藤満・大友詔雄・金田剛一・古賀康正・
小林久・竹村公太郎・千矢博道・中島大・
堀内道夫・前田典秀

要 望 書

ダムにおける維持放流・利水放流を利用したダムサイトでの発電を **RPS** 法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）施行令第 1 条（政令で定める水力）の対象に含めることを要望します。

ダムにおける維持放流・利水放流を用いた小規模水力発電に関しては、**RPS** 法の運用上「ダム式発電」に分類され **RPS** 対象からはずされているのが現状です。しかし「ダム式」の意味は発電に必要な流量と河川流量の変動とを調整するため貯水することにより、維持放流・利水放流設備が構造上ダムに付属していたとしてもこれを用いた発電は「ダム式発電」とは全く異なるものです。河川環境を維持するための維持放流やダム下流の水利権を保障する利水放流は、むしろ「ダム式発電」の運用と競合する流量と言うべきでしょう。

一方、農業・水道・工業用水等既存水路の落差工を用いた小規模水力発電は、仮にダムで取水していても **RPS** 対象として認定されています。これは、用水本来の目的によって流量が規定されており、発電は従属的利用であるという理由から認定されているものと理解できます。

河川環境に対する関心が高まっている現在、各地の「ダム式発電所」において維持流量を増やす方向で発電事業者との交渉が行われています。この動きによって既存ダムの発電量が減少することは、地球温暖化防止の観点からは懸念材料となります。また利水放流での発電についても、当該水利権者の権利を確保しつつ温暖化防止に貢献できるものです。

以上の点を考慮いただき、ダムの維持放流・利水放流による発電については **RPS** 法の対象に含めるよう政令改正を要望するものです。

連絡先 小水力利用推進協議会（事務局長 中島大）
東京都豊島区西池袋 3-31-7
電話 03-5954-7561、ファクス 03-5954-7564
e-mail microhydro@viatech.jp